

令和元年度2月補正予算債務負担行為の概要

事 業 名	担 当 課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市佐治町老人福祉センター及び鳥取市鹿野町老人福祉センターしかの和泉荘の管理運営費	長寿社会課

[単位:千円]

区 分	限 度 額	期 間	財 源 内 訳				
			国	県	起 債	そ の 他	一般財源
補正前	87,165	令和 2 年度 ~ 6 年度					87,165
補正後	91,069	令和 2 年度 ~ 6 年度					91,069

【事業の目的】

地方自治法第244条の2第3項、鳥取市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例及び鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例の規定に基づき指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の創意と工夫に基づいた鳥取市佐治町老人福祉センター及び鳥取市鹿野町老人福祉センターしかの和泉荘の運営における質的向上と効率化を図る。

【事業の内容】

鳥取市佐治町老人福祉センター及び鳥取市鹿野町老人福祉センターしかの和泉荘の使用に関する業務、施設や設備の維持管理に関する業務、その他鳥取市が必要と認める事業について実施する。

【これまでの関連する取組み】

当該施設は、令和元年度まで指定管理者制度により施設の管理運営を民間事業者に委託してきたが、令和2年度から5年間の管理運営を行う事業者を指定するため、令和元年9月市議会定例会で債務負担行為の議決を経て、指定手続きを進めていた。

指定管理者(予定) 社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会(指名指定)
 補正前債務負担額 令和2年度～令和6年度 87,165千円
 指定管理料 (R2～R6の各年度) 17,433千円

令和2年度からの水道料金改定に伴う水道料金の増加により、当該増加相当額分の債務負担行為額が超過となるため、債務負担行為額を増額変更するもの。

【今後の取組み】

2月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは次のとおり。

1. 3月中に基本協定書の締結。
2. 4月1日より管理開始。